

平成31年3月
長崎県長寿社会課

介護支援専門員証交付手数料の改定について

介護支援専門員証の交付にかかる手数料について、下記のとおり改定しますので、お知らせします。

1. 改定年月日 **平成31年4月1日**
2. 改定内容 「新規交付」「更新」「登録移転による交付」にかかる手数料の改定

【改定前】		【改定後】	
区分	金額	区分	金額
新規交付	1,500円	新規交付	<u>2,000円</u>
更新	1,500円	更新	<u>2,000円</u>
登録移転による交付	1,500円	登録移転による交付	<u>2,000円</u>
書換え	1,500円	書換え	1,500円
再交付	1,500円	再交付	1,500円

3. 留意事項

- 改定前の手数料で受け付けるもの・・・平成31年3月29日（金）までに提出された申請書（郵送の場合、必着）
- 改定後の手数料で受け付けるもの・・・平成31年4月1日（月）以降受け付ける申請書

※平成31年3月30日（土）、31日（日）は閉庁日のため、ご注意ください。

〔更新申請にかかるもの〕

- ① 長崎県では、更新申請書は有効期間満了日の6ヶ月前から受け付けております。平成31年9月末までの間に有効期間満了となる方（平成31年3月の申請交付対象者）が介護支援専門員証の更新申請を行う場合、平成31年4月1日以降に受け付けるものは上記改定後の手数料が必要となります。
- ② 平成31年3月30日（土）、31日（日）有効期間満了となる方で、介護支援専門員証の更新が必要な場合、更新申請書を必ず3月29日（金）までに受け付けることができるようご提出ください。